

商品概要説明書 (積立式定期貯金＜年金型＞)

(令和元年10月1日現在)

商 品 名	◇ 積立式定期貯金＜年金型＞
ご利用いただける方	◇ 個人のみ
期 間 (積立期間) (据置期間) (受取期間)	◇ 12か月以上 ◇ 2か月以上10年以内 ◇ 3か月以上20年以内
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入 れいただきます。なお、契約期間内で一括または随時に預入れいただくこともできます。 ◇ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ◇ 1回あたり5,000円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 受取期間中、指定された受取周期(1、2、3、6か月)ごとに指定口座に入金しま す。 ◇ 一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手 方法	◇ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日か ら満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型 ＞の約定利率を適用します。 ◇ なお、年金元金計算日(年金受取開始日から受取間隔を遡った応当日)前1年ごとの 応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期貯 金を取りまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用し ます。 ◇ 受取期間中、指定された受取周期(1、2、3、6か月)により、組入貯金の満期日 ごとに支払います。 ◇ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1 年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用しま す。 ◇ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ◇ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	◇ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	◇ 満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	◇ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の 2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	—

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600